

○認知機能検査員講習の実施に関する規則

平成21年3月27日

公安委員会規則第6号

改正 平成21年5月29日公安委員会規則第16号 令和3年3月30日公安委員会規則第17号

令和4年4月12日公安委員会規則第8号 令和7年3月21日公安委員会規則第6号
認知機能検査員講習の実施に関する規則をここに公布する。

認知機能検査員講習の実施に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）第4条第2項第2号に規定する講習として鹿児島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う認知機能検査員講習（以下「講習」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(講習の対象者)

第2条 講習の対象者は、21歳以上の者で、講習の受講を希望するものとする。

(講習項目等)

第3条 講習項目、講習内容及び講習時間は、別表のとおりとする。

(講習の実施方法)

第4条 講習は、前条の講習項目等に基づき実施するものとする。

(講習時間)

第5条 講習時間は、5時間とする。ただし、次の講習等を終了した者は、「高齢者と認知症の実態及び基礎倫理」及び「高齢運転者対策の概要」の講習項目については省略することができる。

- (1) 認知機能検査の導入に当たり自動車安全運転センターが実施した高齢者講習指導員補充講習を終了した者
- (2) 前号の者が補充講習の内容を伝達することによる講習（伝達補充講習）を終了した者
- (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に自動車安全運転センターが実施した高齢者講習指導員研修を終了した者
- (4) 平成21年4月1日から平成25年3月31日までの間に自動車安全運転センターが実施した新任運転適性指導員研修又は運転適性講習指導員研修を終了した者

(講習の期日及び場所)

第6条 講習は、公安委員会が定める期日及び場所において行うものとする。

(講習の受講申込み)

第7条 講習の受講申込みは、認知機能検査員講習受講申込書（別記第1号様式）により、講習当日行うものとする。

(終了証の交付)

第8条 公安委員会は、講習を終了した者に対し、終了証（別記第2号様式）を交付するものとする。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月29日公安委員会規則第16号）

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日公安委員会規則第17号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の各規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和4年4月12日公安委員会規則第8号）

この規則は、令和4年5月13日から施行する。

附 則（令和7年3月21日公安委員会規則第6号）

この規則は、令和7年3月24日から施行する。

別表（第3条関係）

認知機能検査員講習

講習項目	講習内容	時間 (分)
高齢者と認知症の実態及び基礎倫理	(1) 認知症の実態と認知症に関する基礎倫理 (2) 認知症の症状と対応方法	90
高齢運転者対策の概要	(1) 高齢運転者の交通事故情勢 (2) 認知機能検査の内容 (3) 認知症のおそれがある者に対する臨時適性検査又は診断書提出命令の実施 (4) 申請による運転免許の取消し、運転経歴証明書及び	60

	運転経歴情報の記録 (5) 安全運転相談	
認知機能検査の実施方法	(1) 認知機能検査の実施方法 (2) 検査結果の採点方法 (3) 検査結果の伝達方法 (4) 認知機能検査の模擬実施（ロールプレイング）	150

別記

第1号様式(第7条関係)

認知機能検査員講習受講申込書	
鹿児島県公安委員会 殿	
住 所	
氏 名	
生年月日	
年 月 日	
受 講 年 月 日	年 月 日
受 講 場 所	
受 講 手 数 料	
(収入証紙貼付欄)	
重複する講習項目を省略する場合の自動車安全運転センターが実施した補充講習，伝達補充講習又は研修を修了した旨が記載されている書面の確認	☐ 有 ☐ 無
備 考	

第2号様式(第8条関係)

終 了 証

住 所

氏 名

年 月 日生

あなたは認知機能検査員講習の課程を終了したことを
証明します。

年 月 日

鹿児島県公安委員会

